

要望書受付期間

2025 年 10 月 14 日（火）正午 ～ 2025 年 11 月 17 日（月）13 : 00

2026 年度
地球環境基金企業連携プロジェクト

募 集 案 内（別冊）

LOVE BLUE 助成



地球の未来を

つり環境ビジョン



地球環境基金

JAFTMA
JAPAN FISHING TACKLE MANUFACTURERS ASSOCIATION

一般社団法人
日本釣用品工業会



独立行政法人

環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

2026年度の主な変更点

1. 応募団体要件の変更 (p6)

(1) 一般社団法人及び一般財団法人は、環境 NGO・NPO への助成の趣旨を踏まえ、2026 年度以降法人税法上の非営利型法人の要件を満たすことが必要になります。応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行していることが交付決定の条件となります。

(2) 任意団体は、助成対象経費の拡充等を踏まえ、「理事 2 名以上及び監事 1 名以上の設置」「役員会など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること」「理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること」を新たな要件として追加しております。応募時点で要件を満たしていない場合は、経過措置として、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに要件を満たしていることが交付決定の条件となります。

2. 助成対象経費の拡大等 (p9, p10)

(1) 常勤人件費及び活動基盤強化費は助成期間中に助成終了後の活動の持続的発展や予算確保に向けた取組を推進していくことが重要であることから、2025 年度戦略プロジェクトから先行導入を行いました。2026 年度に **LOVE BLUE** 助成メニューにも拡大します。

(2) 「国家公務員等の旅費制度」の改正に伴い、宿泊費の上限額が変更されます。

目 次

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに	1
(2) 地球環境基金の仕組み	1
(3) 地球環境基金の目指す姿	2
(4) 地球環境基金企業連携プロジェクトについて	3
(5) 地球環境基金助成金要望後の流れ	4

2. LOVE BLUE 助成金交付要望 募集要領

(1) LOVE BLUE 助成	5
(2) 募集期間	5
(3) 応募団体要件	6
(4) 応募活動要件	7
(5) 助成の対象となる期間	7
(6) 募集のメニュー	7
(7) 助成の対象となる経費	9
(8) 助成の対象とならない経費	10
(9) 助成金支払いの手続き	10
(10) 前年度からの継続案件について	11
(11) その他	11
(12) 要望書の提出方法	12

3. 審査方針

4. 要望書の作成にあたって

1. 地球環境基金の概要

(1) はじめに

1992 年（平成 4 年）6 月、ブラジルのリオ・デ・ジャネイロにおいて「環境と開発に関する国連会議」（いわゆる「地球サミット」）が開催されました。この会議には、世界中のほとんどの国（約 180 カ国）が参加し、100 カ国以上の元首・首脳、約 1 万人に及ぶ政府代表者が出席する大規模な会議となりました。この席上、日本国政府は民間の環境保全活動に対し、資金的支援の仕組みを整備することを表明しました。地球サミットにおいては、環境と開発に関するリオ宣言が出され、持続可能な開発を推進することとし、市民が環境問題に取り組むことの重要性が明らかにされました。

このような流れを受けて、当時の環境庁（現在の環境省）が中心となり、民間団体（NGO・NPO）による環境保全活動への資金の助成その他の支援を行うため、1993 年（平成 5 年）5 月、国と民間の拠出により地球環境基金が創設されました。

地球環境基金では、1993 年度（平成 5 年度）から 2024 年度までに延べ 6,139 件、総額約 200 億円の助成を行うなど、NGO・NPO の環境保全活動を積極的に支援してきました。

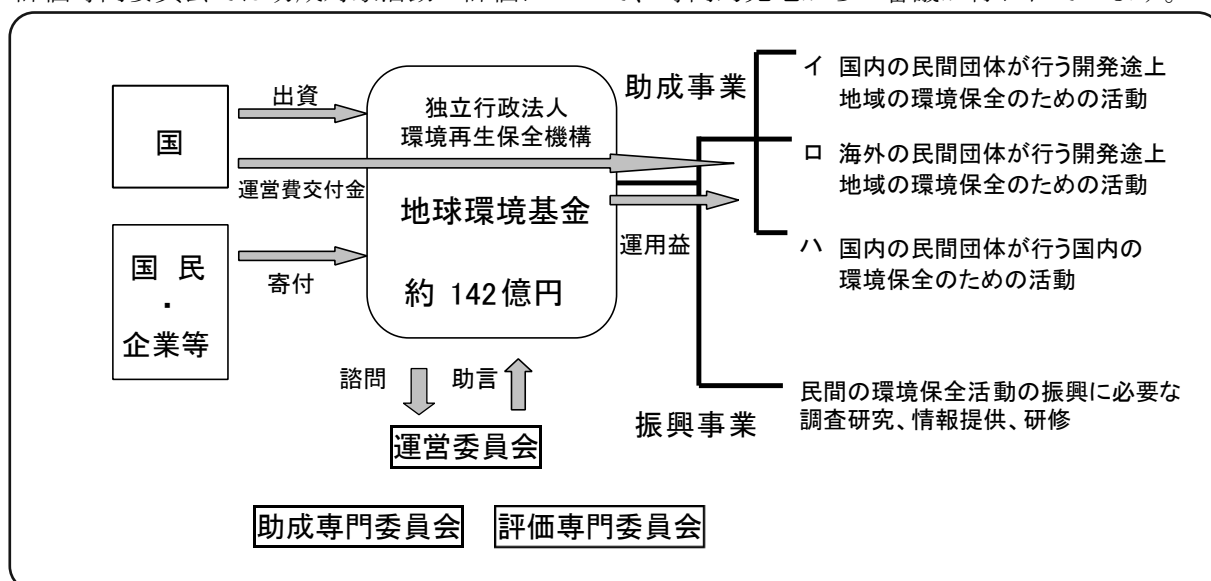
(2) 地球環境基金の仕組み

① 基本的な仕組み

地球環境基金は、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、内外の民間の非営利団体（環境 NGO・NPO）が行う環境保全活動への助成その他の支援を行っています。

② 地球環境基金事業の運営について

地球環境基金事業の実施にあたっては、学識経験者からなる地球環境基金運営委員会の助言を受けることとされています。運営委員会の下には、助成専門委員会と評価専門委員会が設けられており、助成専門委員会では助成事業についての審査方針や具体的な助成先などについて、また評価専門委員会では助成対象活動の評価について、専門的見地からの審議が行われています。



(3) 地球環境基金の目指す姿

地球環境基金は、創設 30 周年（2023 年）を機に、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う環境 NGO・NPO の強化に向けた支援の充実を行い、環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決していくことを新たな「ビジョン」にまとめ、そのために基金が果たすべき役割を「ミッション」として定めました。

地 球 環 境 基 金 の ビ ジ ョ ン

地球環境基金は、環境 NGO・NPO があらゆる主体と協働し、環境保全を通じた社会課題解決や地域づくりを行う活動を支援することで、持続可能な社会の実現に貢献します。

これからの社会は、市民一人ひとりの思いや志を、行動に変え、相互に密接に関連した環境・経済・社会の諸課題を統合的に解決することが大切です。

環境 NGO・NPO は、環境保全活動を通じて、市民一人ひとりの取り組みや声、行動を結びつけ、社会の共感を得ながらその取り組みの輪を広げ、社会課題解決や地域づくりにつなげるという、大きな役割が期待されています。

活動の輪の広がりや、それぞれ特有の生活、文化、経済を背景とした地域でのものから、多様な考え方や生活文化を持つ人々が関わる国際的、地球的規模のものまで、様々なレベルで必要となっています。その核となるべき環境 NGO・NPO の環境保全活動もまた、多様なものになることが期待されています。

地球環境基金は、国内外の情勢や社会の変化も踏まえながら、環境 NGO・NPO の自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の支援組織や事業者、行政など多様な主体とパートナーシップを図り、その活動を支援することを通じて、私たちの将来の世代に、豊かに生きる基盤である地球を引き継ぐことができる、持続可能な社会の実現に貢献します。

地 球 環 境 基 金 の ミ ッ シ ョ ン

環境 NGO・NPO の活動について

- ① 環境 NGO・NPO の持続的な発展のための支援をします（活動の発展及び組織の成長支援）
- ② 活動基盤の強化のための支援をします（活動基盤強化のための資金・非資金支援の充実）
- ③ 多様な主体との協働のための支援をします（行政・企業等との協働促進）
- ④ 地域の担い手や仕組づくりのための支援をします（環境保全を通じた地域基盤の整備）

1. 環境 NGO・NPO は、持続可能な社会づくりに向けた更なる貢献が期待されています。そのためには、環境 NGO・NPO の環境保全活動が持続的に発展するよう、さらに専門力、提案力、動員力、発信力などの活動基盤の強化を通じて組織が成長すること、また、各々が自主性、自立性、多様性を尊重しつつ、他の主体との協働を推進するなど、協力の輪を拡げていくことが重要です。その活動が充実するにつれて、市民から共感・信頼を得、活動がより大きくなり、環境、経済、社会の諸課題を統合的に解決していくことが期待されます。

そうした期待に応え、共感・信頼される環境 NGO・NPO が持続的に発展するよう、また、活動基盤の強化を通じて組織の成長につながるよう地球環境基金は支援の拡充を目指します。

2. 持続可能な社会には地域での取り組みが欠かせません。行政、事業者、他の支援組織など多様な主体とパートナーシップを築き、地域に貢献できる活動を創出するとともに、地域の担い手や仕組など、地域づくりに貢献できるよう地球環境基金は、環境 NGO・NPO を支援して参ります。

(4) 地球環境基金企業連携プロジェクトについて

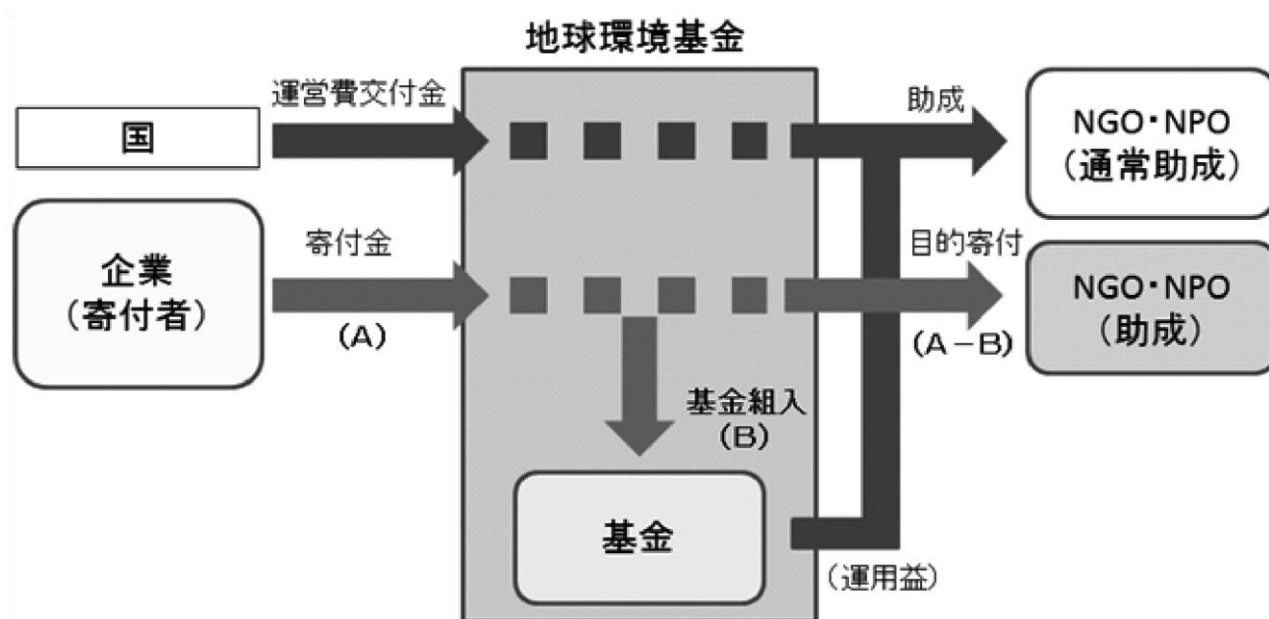
地球環境基金では、国と民間の双方からの資金拠出に基づいて基金を設け、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、環境保全を行う民間団体に対し、活動に対する資金提供等を中心に支援してまいりました。

基金創設からこれまでに多くの団体に対して支援を行ってきましたが、資金には限りがあり、助成金を要望する全ての団体に対しての支援を行うことは叶いませんでした。また、基金に寄付をして頂いた方からは、基金に繰り入れる寄付では、自らの意図が反映されないのご意見が寄せられていました。

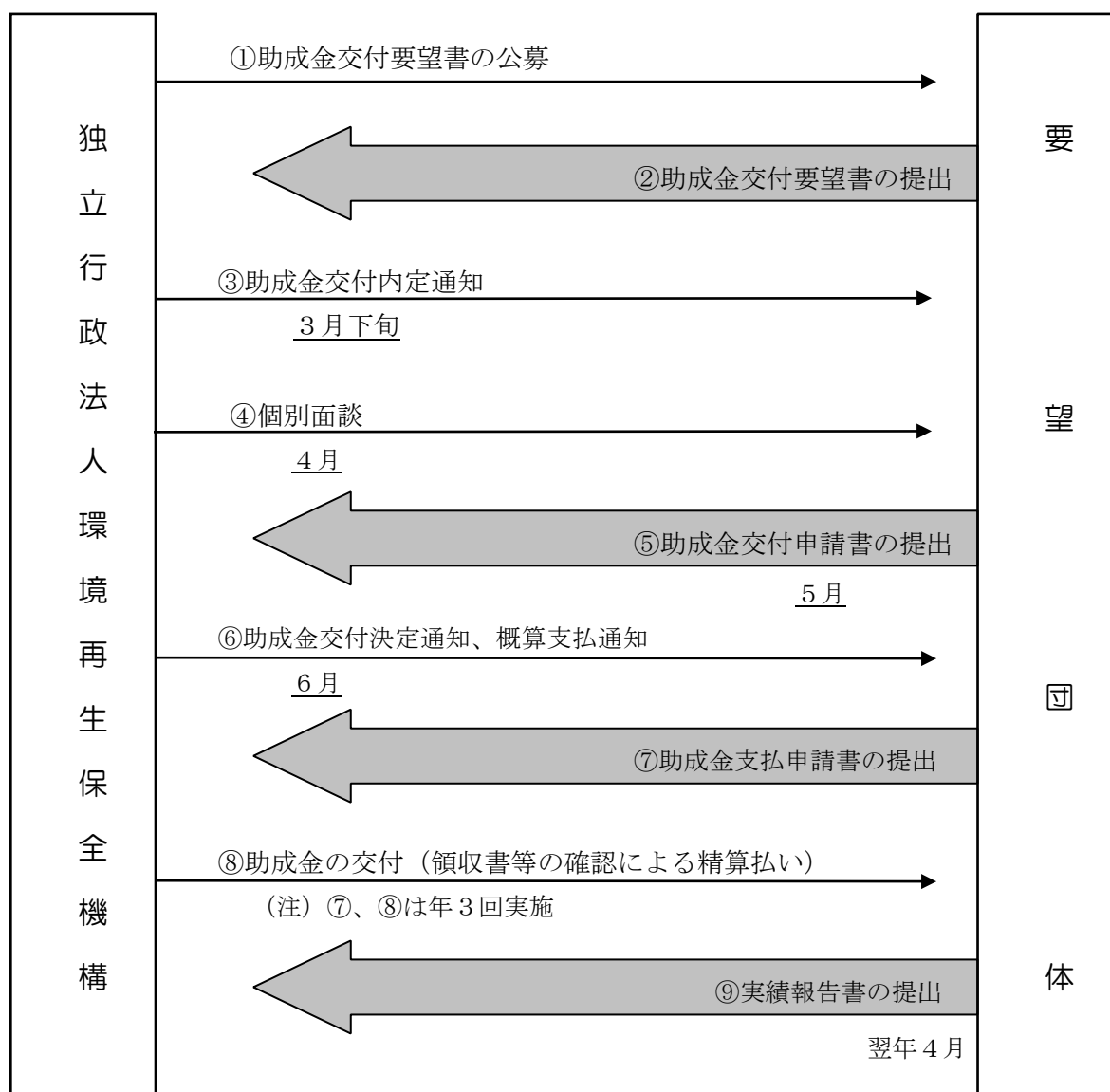
そこで、平成 27 年度よりさらなる支援の拡充に向けて、「地球環境基金企業連携プロジェクト」を実施しています。

「地球環境基金企業連携プロジェクト」とは、直接助成に充てるための寄付金を原資としたプログラムです。地球環境基金の支援する活動の中で特定の活動に対して支援したいという寄付者の「想い」を反映させたプログラムとなっています。地球環境基金のビジョン・ミッションの範囲の中で、助成対象・分野・金額に独自性があります。選考などは、寄付者の「想い」を反映させるほか、事務などは他の助成金と同様に地球環境基金が行います。

「地球環境基金企業連携プロジェクト」として、2026 年度に実施 12 年目となるのが、「LOVE BLUE 助成」です。「LOVE BLUE 助成」は、一般社団法人日本釣用品工業会より寄付された資金によるものであり、清掃活動など、水辺の環境を構築するための助成金となっています。詳細は p.5 をご覧下さい。



(5) 地球環境基金助成要望後の流れ



- 1) 内定通知を受けた団体は個別面談に出席し、活動目標及び実施方法等について、地球環境基金と合意形成を図ります。その後、交付申請を経て、交付決定を致します。
- 2) 助成金の支払いは、年3回の定められた申請期日までに行い、地球環境基金の審査を経て交付致します。精算払い方式の場合は、活動に要した経費についての領収書及びその他証拠書類等をご提出いただき、審査の上、定められた振込日に銀行振込みを行います。
- 3) 助成活動の成果については、活動終了後又は翌年度初めに実績報告書の提出が求められます。

2. LOVE BLUE 助成金交付要望 募集要領

(1) LOVE BLUE 助成

一般社団法人日本釣用品工業会が「LOVE BLUE ～地球の未来を～」のスローガンを掲げ、釣り環境ビジョンコンセプトに基づく LOVE BLUE 事業として公益財団法人日本釣振興会と協働で取り組む環境・美化事業です。釣り用品メーカー等が国内で販売する釣り関連製品に『環境・美化マーク』を表示し、その売り上げの一部などが一般社団法人日本釣用品工業会へ拠出され、事業原資となっています。

LOVE BLUE 事業の一環として、2015 年度（平成 27 年度）から、独立行政法人環境再生保全機構地球環境基金との連携プロジェクトとして、「LOVE BLUE 助成」（2016 年度（平成 28 年度）まで「釣り環境ビジョン助成」）を創設し、これにより、全国各地の多くの皆様の環境・美化事業がより一層、幅広く展開されることを心から期待しています。

[LOVE BLUE 助成についての留意点]

LOVE BLUE 助成への要望は、水辺の清掃活動を含む活動としてください。活動分野は、水辺の環境保全活動として、a 自然保護・保全・復元、b 森林保全・緑化、f 循環型社会形成、g 大気・水・土壌環境保全、h 総合環境教育、i 総合環境保全活動、j 復興支援等、k その他の環境保全活動に限定されます。

LOVE BLUE 事業の詳細、これまでの助成団体の活動など、以下のサイトを是非ご覧ください。

LOVE BLUE 公式 Facebook [検索](#) LOVE BLUE 地球の未来を

LOVE BLUE 公式サイト <https://www.loveblue.jp/>

一般社団法人日本釣用品工業会ホームページ <http://www.jaftma.or.jp/>

環境・美化マーク



LOVE BLUE 事業ロゴマーク



(2) 募集期間

2025 年 10 月 14 日（火）正午 ～ 2025 年 11 月 17 日（月）13:00

※要望書の提出はインターネット上の「地球環境基金助成金申請システム」で行ってください。

※上記の時間を過ぎると受付が出来なくなります。提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。

(3) 応募団体要件

助成金の交付を受けることができる団体は、環境保全活動を行う民間の団体で、次のいずれかに該当するものとします。

- ① 特定非営利活動法人
- ② 公益社団法人、公益財団法人
- ③ 一般社団法人、一般財団法人

法人税法上の非営利型法人の要件を満たすこと。なお、応募時点で非営利型法人の要件を満たしていない場合は、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに非営利型に移行することが交付決定の条件

④ 任意団体

法人格を有さず、営利を目的としない民間団体で、次の条件を全て満たすもの

ア. 定款、寄付行為に準ずる規約を有すること。

イ. 団体の意思を決定し、要望に係る活動を執行する組織及び自ら経理することができる会計組織を有していること。

ウ. 理事 2 名以上及び監事 1 名以上設置されていること。

エ. 役員会や監事の設置など意思決定を行うための組織及び権限について、定款等に定めていること。

オ. 理事の業務執行状況や財産状況等を監査するための監事の権限について、定款等に定めていること。

カ. 活動の本拠としての事務所を有していること。

※任意団体の応募要件の下線箇所は、新たに追加しました応募要件のため、応募時に要件を満たしていない場合は、経過措置として、2026 年 5 月に予定している交付申請書の提出までに要件を満たすことが交付決定の条件になります。なお、本経過措置は 2026 年度助成金募集のみに適用され、2027 年度以降の助成金募集では適用されません。

ただし、上記に該当する団体であっても、

- 1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団もしくはその統制下の団体と関係を有している場合。
- 2) 過去 3 年以内に本助成金交付事業又は他の補助、助成事業において、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」等に基づく交付決定の取消し、返還命令、罰則等の処分を受けたことがある場合、又は、当該処分を受けた際の団体の役員が、代表者又はこれに相当する者として含まれている場合は、助成の対象団体となりません。

LOVE BLUE 助成に基づく活動であることを広く告知してください

LOVE BLUE 助成による活動を行う場合は、下記の点を可能な限りお願いします。

- ①印刷物にはロゴを表示してください。
- ②ホームページやフェイスブック等の SNS には、LOVE BLUE のロゴを表示し、活動内容をアップしてください。また、LOVE BLUE 公式フェイスブックとのリンクをお願いします。
- ③活動日に LOVE BLUE 事業の横断幕・のぼりを掲示して頂くとともに、多くの参加者と横断幕を掲げた写真の撮影をお願いします。
- ④活動が外部からの取材を受ける場合には、LOVE BLUE の横断幕やのぼりの前で行って頂けるようにお願いします。※例年 1 月に横浜で開催される「釣りフェスティバル」では、活動発表や展示物の原稿作成をお願いすることがありますが、2026 年開催については、別途お知らせします。

(4) 応募活動要件

民間の非営利団体（NGO・NPO）が行う環境保全活動で、国内の環境保全活動に限定されています。

※なお、以下の活動につきましては、助成対象とはなりません。

- 1) 我が国又は相手国の行政機関の施策として行われる活動
- 2) 特定の事業者の事業上の利益のために行われる活動
- 3) 貸付、融資、出資、その他助成金の回収が見込まれる活動
- 4) 政治的又は宗教的宣伝を目的としていると認められる活動
- 5) 地球環境基金以外の国又は国の機関からの補助金、助成金、委託費（NGO 連携無償資金協力、NGO 事業補助金、JICA 草の根技術協力、子どもゆめ基金、福祉医療機構 WAM 助成、地域循環共生圏支援体制構築事業、など）を受けることとなる活動
- 6) 他の団体等への資金の補助、助成等を内容とする活動
- 7) その他民間団体が担うにふさわしくないと認められる活動

※法令遵守について

法令を遵守した活動を行ってください。活動に許可が必要にも関わらず得ていない場合など、法令違反が認められる場合には、助成は行いません。

(5) 助成の対象となる期間

2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日までの 1 年間

※2026 年度の活動であれば、2026 年 4 月 1 日から交付決定日までの活動も助成対象となります。

(6) 募集のメニュー

○ LOVE BLUE 助成

- | | |
|------------|--|
| ア. 助成期間： | 1 年間 |
| イ. 助成対象活動： | 清掃活動など水辺の環境保全活動 |
| ウ. 助成対象団体： | 助成活動関連分野における活動実績を 1 年以上有していること |
| エ. 年間助成額： | 継続分を含む寄付総額の範囲内（1 年間あたり）
※2025 年度実績 総額 1,390 万円（交付決定額） |
| オ. 活動形態： | 以下の 4 種類の形態に助成を行います。
①実践 ②知識の提供・普及啓発 ③調査研究 ④国際会議 |
| カ. 対象案件： | 国内案件（ハ案件） |

活動分野の区分方法

活動分野	活動手段の例
a.自然保護・保全・復元	全国的に見て貴重な自然地域の保護のための環境保護・保全・復元活動等
b.森林保全・緑化	森・川・海のつながりの意識を啓発するための海岸・河川等の清掃活動、海岸林の清掃を通じた環境保全型のまちづくり活動等
f.循環型社会形成	河川の清掃を環境教育の場とした地域住民参加の循環型社会形成の活動、資源循環型社会の構築に向けた河川の調査活動等
g.大気・水・土壌環境保全	水質汚濁の改善に向けた教育、交流、体験活動等の要素を取り入れた複合的活動、海洋生物保全のための海辺の清掃活動等
h.総合環境教育	河川や海岸の清掃活動などに関連した環境意識の啓発や向上等のための総合的な環境教育・学習の推進活動等
i.総合環境保全活動	川ごみ問題解決のための市民・企業・地域社会・行政の協働参加による活動、水辺の清掃を通じた地域のつながりをつくる環境保全活動等
j.復興支援等	災害の甚大な被害を受けた被災地における河川や海岸の清掃活動をきっかけとした再生・復元・復興活動、気候変動リスクを踏まえた水辺の環境保全にもつながる防災・適応促進のための活動等
k.その他の環境保全活動	上記以外の環境保全活動

※LOVE BLUE 助成では、すべての活動に「水辺の清掃活動などの環境保全活動」を含む必要があります。

(7) 助成の対象となる経費

地球環境基金の助成金は、民間団体が自主的、主体的に行う環境保全活動に対し、その活動のために直接必要な経費及び活動の基盤構築に係る経費の一部を助成するものです。また、助成の対象となる経費は、下記をご参照ください。

※「上限」とは、助成金として申請できる上限を指します。

区 分 (助成金交付要綱 第3条第1項)	経 費	内 容
①賃金	アルバイト賃金 常勤職員賃金	○団体と雇用関係にあり、助成活動を推進する役職員に係る賃金 (助成対象経費区分①賃金の合計額が助成金要望額の40%上限) ※代表者及び監事の賃金は原則対象外。
②謝金	謝金	○講師・専門家等への謝金(上限:20,000円/日) ○原稿執筆謝金(上限:2,400円/1ページ(400字詰め原稿用紙)) ※当該団体の有給の役職員への謝金は助成対象外であるが、無給の場合には講師謝金総額の50%以内にて申請可能。
③旅費	交通費	○航空運賃(エコノミークラス) ○鉄道・バス・船舶等の運賃 ○ガソリン代金、車両借料、駐車料金 ○空港使用料等
	宿泊費	○宿泊費(食費・日当・手当は対象外)
	その他	○高速道路料金、ビザ・パスポート発行料、旅行保険料等
④物品・資材購入費	物品・資材購入費(要望金額の50%以内)	○機材購入費・資材購入費・書籍購入費
⑤借損料・役務費	借損料	○会場費(飲食に係る経費は対象外) 【国内:200,000円/日(上限)】 ○機材借料
	役務費	○通訳料 【同時通訳:80,000円/人日 逐次通訳:45,500円/人日(上限)】 ○翻訳料 【日本語訳:5,000円/頁 その他語訳:8,000円/頁(上限)】 ○印刷費
	外部委託費(要望金額の50%以内)	○調査等業務委託費 ○建築物の工事費 ○設備等の設営費
⑥事務管理費 (①～⑤の合計額の10%以内)	管理費	○事務用品費・通信費・郵送費・手数料

宿泊費の上限

・国内

都道府県	上限額	都道府県	上限額	都道府県	上限額	都道府県	上限額
北海道	13,000 円	東京都	19,000 円	滋賀県	11,000 円	香川県	15,000 円
青森県	11,000 円	神奈川県	16,000 円	京都府	19,000 円	愛媛県	10,000 円
岩手県	9,000 円	新潟県	16,000 円	大阪府	13,000 円	高知県	11,000 円
宮城県	10,000 円	富山県	11,000 円	兵庫県	12,000 円	福岡県	18,000 円
秋田県	11,000 円	石川県	9,000 円	奈良県	11,000 円	佐賀県	11,000 円
山形県	10,000 円	福井県	10,000 円	和歌山県	11,000 円	長崎県	11,000 円
福島県	8,000 円	山梨県	12,000 円	鳥取県	8,000 円	熊本県	14,000 円
茨城県	11,000 円	長野県	11,000 円	島根県	9,000 円	大分県	11,000 円
栃木県	10,000 円	岐阜県	13,000 円	岡山県	10,000 円	宮崎県	12,000 円
群馬県	10,000 円	静岡県	9,000 円	広島県	13,000 円	鹿児島県	12,000 円
埼玉県	19,000 円	愛知県	11,000 円	山口県	8,000 円	沖縄県	11,000 円
千葉県	17,000 円	三重県	9,000 円	徳島県	10,000 円		

(8) 助成の対象とならない経費

次に掲げるような経費は、助成の対象となりませんのでご注意ください（助成金交付要綱第 3 条）。

①個人又は団体に贈与される寄付金、義援金及び贈呈品等

②飲食に係る経費

(9) 助成金支払いの手続き

① 精算払い：原則

② 一部概算払い：審査を通過した場合

（助成金交付要綱第 12 条）

地球環境基金の助成金は原則「精算払い」となります。ただし、一定の事務処理の能力・体制を有しており、団体への概算払いの必要性がある場合は、交付申請額の 50%を上限に概算払いを希望することができます。対象となる団体には、助成金交付内定通知の際に合わせて連絡いたします。

概算払いによる助成を認められた団体は、第 1 回支払申請の際に、必ず支払申請を行ってください。また、年間の執行金額が概算支払額に満たない場合は、地球環境基金へ返金いただきます。

精算払い方式では、活動を開始し、その過程で発生した費用に係る証拠書類の写しを提出し、地球環境基金の確認後助成金が支払われます。したがって、活動初期に必要な資金は団体自身で別途ご用意いただく必要があります。なお、助成活動で行うセミナー等において参加者から費用を徴収することは可能です。ただし、活動の遂行により生ずる収入金（徴収した参加費等）は、「自己資金」として助成活動に充当してください（助成対象外の費用などに充当）。

地球環境基金助成金は、補助金適正化法が適用されます。

地球環境基金助成金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の適用を受けるため、支払いにあたり提出いただいた証拠書類が助成対象費目であること、また、日付・支払内容・支払先・額面・算出根拠などが読み取れる資料の提出をいただくなど厳密な審査が求められます。なお、一部概算払いの場合であっても、精算の際に証拠書類の提出は必須となります。

（独立行政法人環境再生保全機構法第 11 条）

(10) 前年度からの継続案件について

2024 年度及び 2025 年度に助成を受け、2026 年度に継続 3 年目を迎える活動は、前年度からの活動に対応する助成メニューに継続して要望を行うことができます。

ただし、前年度の活動状況に不安がある場合は、審査の結果不採択となる場合があります。

2025 年度に助成を受けた活動であっても、2026 年度の要望の内容が前年度と継続しているとは認められない場合、新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合もあります。

また、別の地球環境基金助成金の助成メニューへの変更は可能ですが、その場合も新たな案件として審査の対象となりますので、不採択となる場合もあります。

(11) その他

① 要望活動内容の大幅変更は不可

要望書は、助成対象活動の採択に当たっての基本的な審査資料となりますので、その内容について内定後、大幅な変更が生じることのないよう、十分検討した上で作成、提出してください。なお、助成金交付内定の後に、助成対象活動の内容又は収支予算に重大な変更が生じた場合には、助成金が交付されないことがあります

(助成金交付要綱第 9 条、同第 16 条第 1 項第 3 号)。

② 事務所指導、不正への対応

助成金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、助成対象となった団体に対し報告を求め、又は機構職員にその団体の帳簿書類等を調査させ、必要な措置を指示するほか、不正の事実などが認められた場合には、交付決定の取消し及び助成金の返還を命じる場合がありますのでご留意下さい。

(助成金交付要綱第 16 条から第 19 条)

③ 個別面談（助成 1 年目の場合）

要望活動が助成内定とされた場合、内定後から 4 月にかけて、個別面談をオンラインにて行います。

④ 実績報告

助成対象となった団体には、助成活動終了後 1 ヶ月以内または年度終了後の 4 月 10 日までに「実績報告書」を提出していただくとともに、団体自ら助成事業に対する「自己評価シート」を作成、提出していただきます。

⑤ 個人情報の取扱い

地球環境基金は、要望書にてご提供いただきました個人情報を、助成に関するご連絡、関連事業実施に伴うご連絡以外には使用いたしません。また、提供者の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き第三者に提供及び公開はいたしません。

ただし、地球環境基金HPで公開している「環境 NGO・NPO 等データベース」に掲載のない団体については、本要望書様式その 5 に記載のある「団体名」「代表者名」「主たる事務所の所在地（都道府県のみ）」「団体設立年月」「ホームページアドレス」を団体情報として公開いたします。

(12) 要望書の提出方法

① 提出書類

提出が必要な書類は以下の通りですが活動種別や新規団体、継続団体により異なりますので、詳しくは「要望書提出マニュアル」をご確認ください。なお、同一団体における複数の要望書提出は認められておりませんのでご注意ください。

- 1) 助成金交付要望書
- 2) 団体の定款又は規約
- 3) 理事役員等の構成員名簿
- 4) 2025 年度予算書
- 5) 2024 年度決算書
- 6) 2023 年度決算書
- 7) 活動内容を説明する資料、地図

② 入力・提出方法

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」で受け付けます。

以下のウェブサイトで「マイページ」を取得し、10 月 14 日（火）以降に必要事項の入力や添付文書のアップロードをお願いします。システムでの提出が難しい場合は、裏表紙の《問い合わせ先》へご相談ください。なお、下記の団体は新たにマイページを取得することなく、既に取得しているログイン ID、パスワードをもとに地球環境基金助成金申請システムにログインしてください。

	使用するログイン ID、パスワード
2023～2025 年度助成を受けている団体（現在助成期間中の団体を含む）	2023～2025 年度の助成金申請手続き（交付申請書、支払申請書等）で使用しているログイン ID、パスワード
2023～2025 年度助成金要望書を作成・提出した団体	2023～2025 年度助成金要望書提出時に取得したログイン ID、パスワード
2014（平成 26）～2022 年度に助成を受けた団体（上記に該当しない場合）	直近の採択年度にご登録いただいたメールアドレス、または団体の共通アドレス宛のメールに記載されているログイン ID、パスワード

ログイン情報が送られたメールアドレスが不明な場合は、下記の情報を記載の上、kikin_youbou@erca.go.jp あてにメールにてお問い合わせください。

- ・団体名（※団体名称を変更した場合は、旧団体名も記載。）
- ・助成を受けていた年度
- ・現在、団体で使用している代表メールアドレス
- ・13 桁の法人番号（法人格を有している団体のみ）

要望書の受付期間

2025 年 10 月 14 日（火）正午～同年 11 月 17 日（月）13 時 00 分
「地球環境基金助成金申請システム」<https://jfge.erca.go.jp>

＜ご提出時の注意事項＞

- ・当機構への郵送、持参、メールによる要望は原則受付できません。
- ・上記の受付期間を厳守してください。また、受付終了時間の間際はアクセスが集中し、提出に時間がかかる可能性があります。書類提出の際は、時間に余裕を持って作業するよう心がけてください。
- ・マニュアルやシステム上の注意事項に従い、入力やファイルのアップロードを行ってください。

3. 審査方針

審査方針

助成専門委員会

助成金交付要望については、地球環境基金運営委員会及び助成専門委員会の審議を経て採否が決定されることになります。

2026年度の地球環境基金助成金の審査では、以下の審査方針に基づいて採択案件の選定を行うことになりますので、審査方針を精読し、これに十分留意して「助成金交付要望書」を作成してください。

1. 審査の観点

提出された要望は、以下の共通的事項や、メニュー毎の審査の観点に基づき審査されます。なお、助成専門委員会の審査において、活動内容等から判断して、メニューを見直し、内定する場合があります。

共通事項

① 応募要件

ア. 団体要件：募集案内 p.6(3) 応募団体要件に示す活動であること。

イ. 活動要件：募集案内 p.7(4) 応募活動要件に示す活動であること。

② 活動遂行能力

審査項目	審査内容	不採択になりやすい例
運営能力	・組織として活動を実施するにあたり、十分な会計能力及び事務処理能力を有しているか。 - 会計能力 … 組織として会計管理体制が確立しているか - 事務処理能力…一般的な書類整備能力を有するか ・継続して要望する活動の場合、過年度の事務処理が適切に実施されているか。	・要望金額が団体の活動実績に比べて過大で、活動実施に不安がある場合。
専門性	・当該活動の実施に必要な専門性を有する人材が組織体制に確保されているか。	・活動実施体制において、当該活動に係る経験を有する人材が極端に少ない場合。
自主性	・ステークホルダーとの役割分担が明確であり、計画立案から実行までが組織自らの意思決定の下に行われるか。	・計画立案から現地作業までを団体が直接行う活動でない場合。 ・行政、企業等からの委託を受けて実施する場合。
資金計画	・要望する活動の規模と進捗計画に見合った自己資金等充当経費（2割程度を寄付金、参加費等から充当）の確保が見込まれるか。	・外部委託の割合が大きい場合。 ・自己資金割合が著しく低い場合。
透明性	・ホームページ等の情報で直近の活動の実施状況や事業報告・決算書類等が公開されているか。	・団体のホームページ等における更新が長らく止まっている場合。

③ 活動内容

審査項目	審査内容	加点要素	不採択になりやすい例
必要性	活動対象地域の現状、ニーズ及び問題点を客観的なデータを基に把握しており、活動の必要性及び実施方法が明確であるか。	- 緊急性の高い課題に取り組む活動である。 - 現状や裏付けとなるデータの記載がある。	- 他に先行した類似の助成対象活動が複数ある場合や過去に助成を受けた活動と同一の活動に対する助成の場合。 - 定例的な活動を持回りで開催する場合。 - 物品・資材購入や建築物・設備等の工事を中心とする活動の場合。
計画性	- 課題解決までの論理に矛盾がなく、計画に無理がなく具体的であるか。また、活動計画が、誰に対する何のためのもので、その活動の成果により、最終的に起こる変化は何か、その成果はどのように測るのが明確かつ妥当であるか。 - 継続して要望する活動の場合、過年度の活動にかかる上位目標やアウトカムの実績を踏まえた対応方針が記載されているか。	上位目標、アウトカムなどの指標をできる限り設定し、事前事後における活動の振り返りや客観的な評価、科学的検証やモニタリングを計画している。	- 目標達成のための具体的な計画を有しておらず、活動内容が効果的であると読み取れない場合、準備状況に不安のある場合。 - 実施に必要な関係者の協力が得られる見込みがない場合。 - 継続して要望する活動の場合、過年度の課題への改善状況が十分に記載されていない場合。
効率性	活動実施内容や活動時期が適切かつ効果的であるか。	予算計画が経済的となるよう配慮されている。	要望事業に対し、経費の積算が過大であると見込まれる場合。
持続可能性	助成終了後も持続する又は発展する展望が明確であるか。	適切な課題把握のもと活動基盤強化へ取り組む意向がある。	助成終了後の展望を有しておらず、助成期間中に限り実施される活動と考えられる場合。

社会的 インパクト	・環境問題や社会課題の解決に大きく寄与する可能性があり、成果の測定手段も明確であるか。 ・調査研究においては、その結果を広く普及するしくみが考慮されているか。 ・政策提言活動については、その成果を確認することができるよう、あらかじめ政策提言の発信先や発信方法を明確にしているか。	・SDGs の達成に向けて、環境や社会に好影響を及ぼす活動である。	・団体の活動継続が目的となっており、環境問題や社会課題の解決に向けた展望が示されていない場合。 ・環境問題や社会課題解決に向けた成果の測定手法が不明瞭であり、助成終了後の社会への影響が測りにくい場合。
市民参加	・要望活動において、一部の専門家のみで実施されるものではなく、広く市民が主体的に関与する内容になっているか。	・多様な世代のステークホルダーが含まれている。	・一部の専門家による研究活動など、市民が主体的に関わる仕組みがない場合。

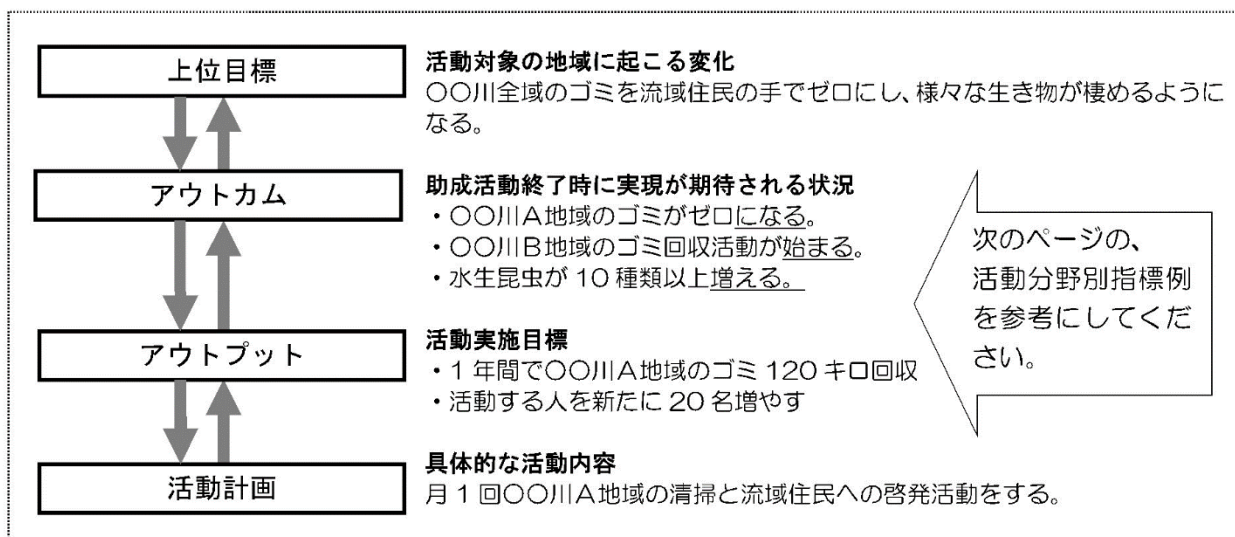
その他不採択になりやすい例として、以下のような活動がございます。

- ・同一の団体が助成メニューを変えながら類似の活動に対する助成を理由なく繰り返し要望するなど、活動や団体としての自立性や持続性、発展性が期待できない場合。
- ・貸付、融資、出資など助成金の回収が見込まれる活動。
- ・地球環境基金からの支援の必要性が低い場合。（例えば、繰越収支差額が 3,000 万円以上あるいは助成要望額の 10 倍を超える場合や、外国の本部に資金提供を行う等、各年度における総収入・総支出が 10 億円以上となり資金に余裕のある場合。）

4. 要望書作成にあたって

要望書作成のポイント

助成金の審査は、「助成金交付要望書」に記載された内容に基づき判断します。従って、活動目的を達成するための具体的な計画（活動内容、実施方法、スケジュール及び予算など）が、いかに的確に記載されているかがポイントになります。



1. プロジェクトデザインが、しっかりしているか。

「何を目的とした活動なのか?」「活動すると環境の何がどう変わるのか?」数枚の「助成金交付要望書」ですが、この内容が読み取れないケースが多々あります。目標、アウトカム（成果目標）、アウトプット（活動実施の目標）、その活動の関係を明確に示してください。数字の明示が重要になります。

2. 募集案内の内容に一致しているか。

応募された書類の中には、環境保全を目的としていない活動、助成金額の範囲を超えているもの、対象となる経費の単価基準を明らかにオーバーしているもの等、記載内容不備により審査対象外となるケースもあります。基本的なことなので、十分に注意してください。

3. 計画が適正か、無理がないか。

応募された書類の中には、計画通りに実施することが明らかに無理と思われるケースもあります。確実に実施できる無理のない計画であることが重要なポイントです。熟慮の上、計画を立ててください。

4. 要望書を記載した人以外の人に見てもらったか。

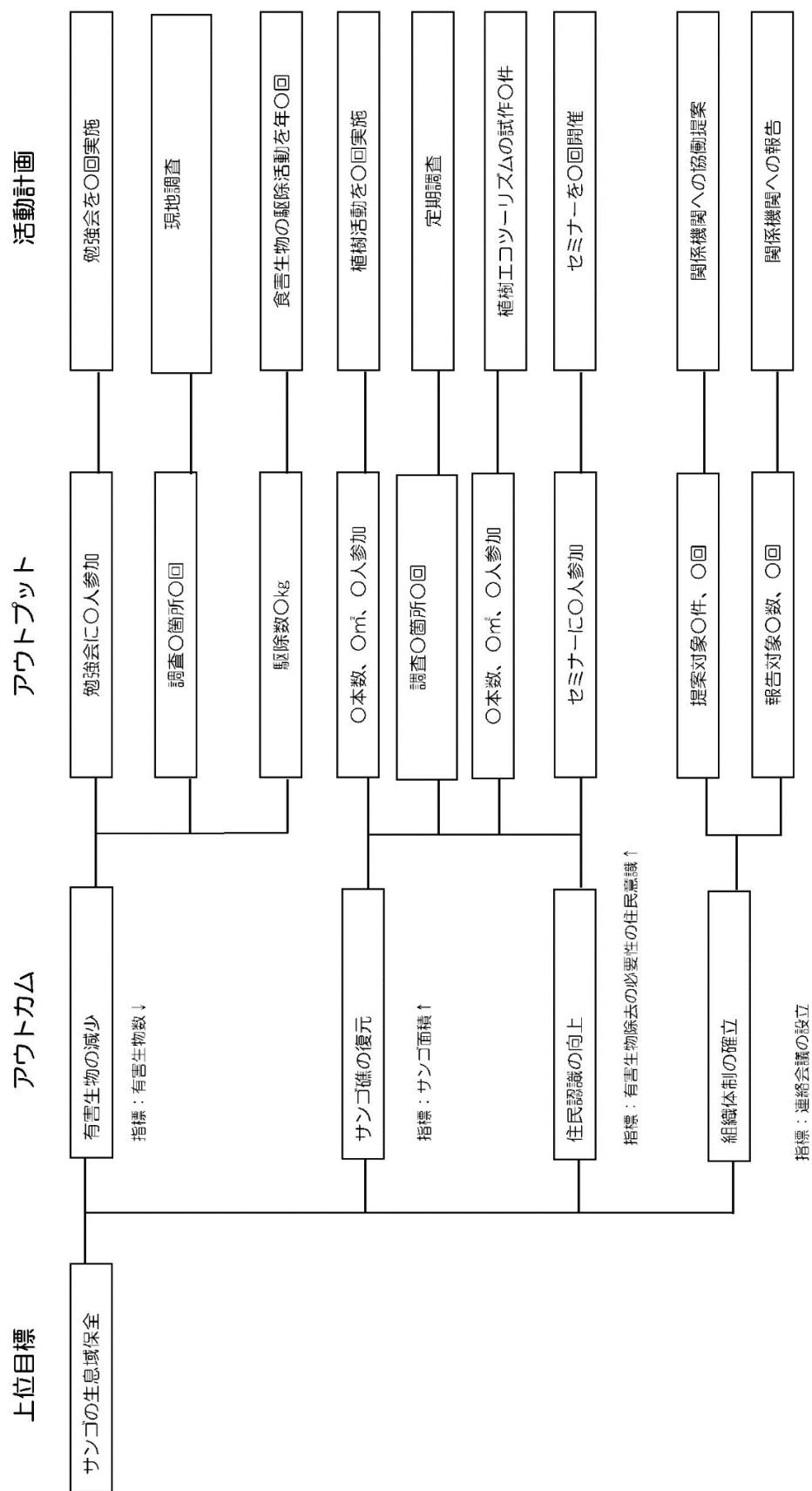
要望書に書かれた内容が他人に十分に伝わるか、思い込みで書かれていないか。書いた本人が確認するだけでなく、団体内外の人で確認してもらってはいかがでしょうか。書いた本人だけの思い込みや要望書を第三者がどのように読むかがわかります。手間のかかる作業ですが、その分精度の高い要望書となるとと思います。

活動分野別 指標例

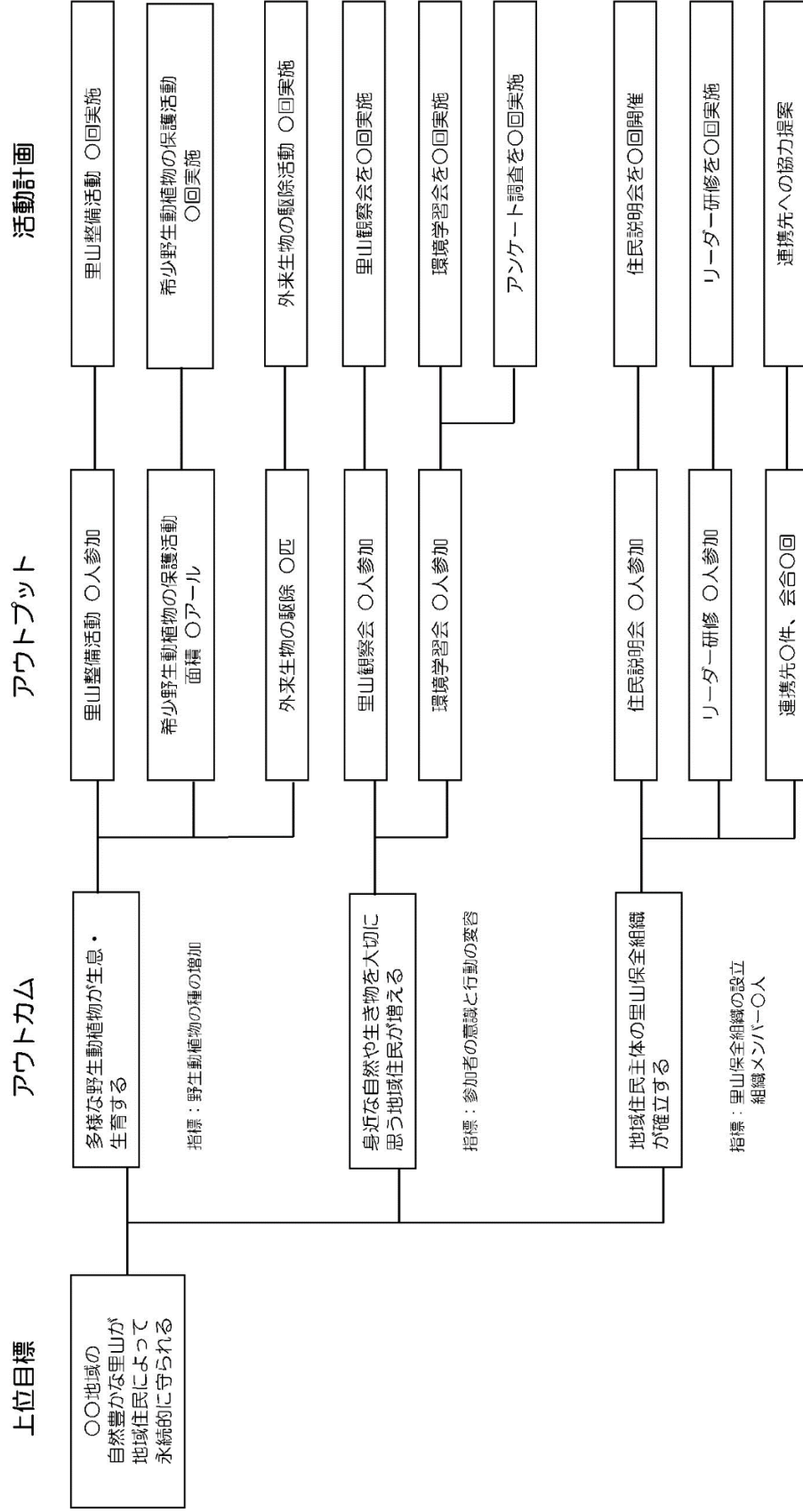
活動分野	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
自然保護・保全・復元	保全・復元できた面積 保全活動で生存した種の量 外来種管理できた面積 種の個体数の増加量	保全活動を実施した面積 保全活動の参加人数 再導入された種の個体数 駆除した外来種の数
森林保全・緑化	保全・緑化できた面積 違法伐採の減少(量) 外来種管理できた面積	植林面積、植林本数 緑化活動の参加人数 駆除した外来種の数
循環型社会形成	廃棄物排出削減量 資源リサイクル率、量	3R行動を実践した人数、実施率 リユース品利用量
大気・水・土壌 環境保全	水質改善した河川湖沼面積 大気質の環境基準適合率	汚染物質の削減量 浄化施設設置数 浄化活動の実施回数、実施人数

活動分野/形態	アウトカム指標例 (何で成果を測るか)	アウトプット指標例
総合環境教育、 知識の提供・普及啓発	普及啓発向上の程度(地域・対象者グループでの関心度・認知度向上など) 啓発・教育により行動変容し、環境配慮行動を実践した人数	研修、イベントの参加人数 観察会、セミナーの参加人数 研修・セミナーの目的達成度(参加者アンケートによる理解度チェック等) 発行物配布数 教育プログラムの参加人数、普及率 技術習得者数
国際会議、 政策提言	国・地域の施策の変更 管理・維持・遵守の合意	提言回数、会合回数 メディア掲載回数 SNS のフォロワー数
調査研究	収集データ・レポートの活用(引用事例) 政策や世論への影響(何か変わるか)	調査回数、調査面積、データ収集件数 調査レポート、HP での結果公表など

参考 ○○地域におけるサンゴ礁保全活動のロジックモデル



参考 ○○地域における里山保全活動のロジックモデル



地球環境基金は、国からの出資金、個人や企業、団体からの寄付金で造成されています。2024年度は、延べ1,237件、約18百万円のご寄付をいただきました。地球環境基金へのご支援に対して、厚く御礼申し上げます。

ご支援いただいた企業や団体のリストは、以下のとおりとなります。（五十音順・敬称略）

【企業連携プロジェクト】

一般社団法人日本釣用品工業会

【企業】

アールビーシーコンサルタント株式会社、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社、MS&AD ゆにぞんスマイルクラブ、浅香工業株式会社、イーパートナース株式会社、井村屋グループ株式会社 経営戦略室、嬉野温泉病院 芸術療法科、HR Tech Management 株式会社 S Gホールディングス株式会社、大塚実業株式会社、奥野製薬工業株式会社 デジタル戦略統括部マーケティング戦略室、オリンパス株式会社 日本地域統括 社会貢献担当、オリンパス株式会社、神奈川精機株式会社、株式会社REJ、株式会社アイスクリーム、株式会社朝日フィナンシャルグループ、株式会社AZent、株式会社ATARAYO、株式会社Another works、株式会社Izu、株式会社イニシエート、株式会社AIDA0、株式会社エースランドリー 総務部、株式会社s.create、株式会社FIS ソリューションズ、株式会社CARDS、株式会社感動経済社、株式会社Career Direction、株式会社グラン・ラフィネ はるな薬局 宝塚店、株式会社グラン・ラフィネ はるな薬局 なごみ店、株式会社ゴーズウェル、株式会社Konnect-link、株式会社Sacco、株式会社ジャスティス、株式会社ジャパנקリエイト、株式会社SPIRITS、株式会社橘フォーサイトグループ、株式会社タニタ、株式会社タマガワイヤーサポート、株式会社ちきゅうのうたげ、株式会社Tsunagari、株式会社Dooox、株式会社ドローン・フロンティア、株式会社日本情報マート、株式会社HAP、株式会社日比谷花壇、株式会社ボーダレス・ジャパン、株式会社マグノリア・スポーツマネジメント、株式会社宮城運輸、株式会社MEIMON、株式会社ユナイテッドウィル、株式会社ReGo、CarpeDiem 株式会社、協栄産業株式会社、キリンホールディングス株式会社、gooddo 株式会社、サンクルーズ株式会社、ZuMy 株式会社、税理士法人エンパワージャパン、ツアン・システム有限会社、續特許事務所、Digital Entertainment Asset Pte.Ltd.、東芝プラントシステム株式会社、鳥取ファーマーズガーデン、名古屋ハイウェイ株式会社、日本紙通商株式会社、パナソニックエレクトリックワークス社、早川果樹園 代表 早川 建一、Beautiful Life College、ファミリーマート八王子甲州街道店、ポケットカード株式会社、三菱UFJニコス株式会社 商品開発部ポイントサービスグループ、有限会社メディカルライフ、リテル株式会社

【国・地方公共団体】

朝日町役場、斑鳩町役場 住民生活部 環境対策課、一般財団法人環境イノベーション情報機構、指宿市役所 市民生活部 環境政策課、愛媛県総合科学博物館、大牟田市役所、春日部市役所 環境政策課、桜川市役所 市民生活部 生活環境課、つがる市役所 民生部市民課環境衛生係、富士市役所

【その他】

一般社団法人全国燃料協会、岩倉市環境フェア2024実行委員会、エコプロ2024、かわかみ薬局福祉医療の里店、かわかみ薬局行橋厚生病院前店、かわかみ薬局泉中央店、環境団体交流会、環境広場さつぽろ2024、きょうといきものフェス2024、公益財団法人山形美術館、こども霞が関見学デー2024、社会福祉法人ゆあみ会 特定非営利活動法人 WARP-LEENET 井上 チイ子、日本リ・ソイル工業協同組合 梅花女子大学 茶道部、ロハスフェスタ実行委員会

《問い合わせ先》

独立行政法人環境再生保全機構
地球環境基金部地球環境基金課



TEL : 044-520-9505

FAX : 044-520-2192

E-mail : kikin_youbou@erca.go.jp

ホームページ : <https://www.erca.go.jp/jfge/>

《要望書類の提出方法》

要望書の提出は「地球環境基金助成金申請システム」にて受け付けます。
提出方法については以下のウェブサイトをご覧ください。

URL : <https://jfge.erca.go.jp>